



Location Normalization Plan

概要版

2019(平成31)年3月



1. 計画策定の背景と目的

大田市では、2008(平成20)年度に大田市都市計画 マスタープランを策定し、「連携と交流によるだれもが住 みよい都市づくり」を目標に掲げ、大田市として一体的な 都市形成に取り組んできました。

しかし、大田市では、人口減少と少子高齢化が進み、 商業機能の低下、空地・空家・空店舗の増加も相まっ て、まちなかの活力の低下が見られます。

このような状況の中、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりの重要性が高まってきました。その考えのも

[将来都市構造:大田市都市計画マスタープラン]



と、都市再生特別措置法が改正(2014(平成26)年8月施行)され、新たに「立地適正化計画」が制度化され ました。

立地適正化計画は、行政と住民や民間事業者が一体となって、「コンパクトなまちづくり」を推進するために、居 住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定めるものです。都市機能(商業、医療、 公共施設など)の維持や住み良い市街地形成に向け、立地適正化計画を策定します。

2. 対象区域

「立地適正化計画区域」は、都市再生特別措置法第 81条第1項の規定に基づき、大田市では、都市計画区 域一体に指定します。

3. 都市構造の特徴

- 人口減少、少子高齢化が市全体で進んでいます。
- 既存市街地の周辺で宅地化が進み、市街化が拡大してきました。特に、大田市駅周辺は他地域に比べ、市街地が広く、密度 濃く拡大してきました。
- 生活利便施設や都市機能が集積している本市の中心市街地周辺の用途地域内であっても、2000(平成12)年まであった人口集中地区(DID)がなくなってしまうほど、人口減少しています。
- さらに、2015(平成 27)年から 2038 年にわたって、ますます人口減少が進むと予想されており、空洞化・人口密度の低下が進みます。
- 大田市の中枢となりうる大田市駅周辺(市街地)に対するニーズや依存が高い状況にある中、市街地が衰退すると、市民の生活利便性や大田市の存続に大きな影響を与える可能性が高いと言えます。
- そのため、立地適正化計画においては、『市街地』における重点 的な改善が重要であり、維持・強化することが極めて重要となり ます

[立地適正化計画区域] 1 行政界 大田市 立地適正化計画区均 IPEP 「人口増減数(100m メッシュ単位) 2015(平成 27)年⇒2038 年] 7 行政界_大田市 人口変化:2015年 立地適正化計画区均 _____ ____ 用途地域 -20人 -19人 ~ -10人 出典: 2015 (平成 27) 年は国勢調査人口をもとに 推計、2038年は国立社会保障・人口問題研

究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに

推計

4. 大田市の立地適正化計画の視点による都市構造の課題

都市構造における課題を以下に整理します。

 課題1
 大田市の市街地を維持・強化させるため、人口密度を高めることが必要 [人口密度]

 課題2
 市街地の空洞化に対する都市機能の誘導が必要 [土地利用]

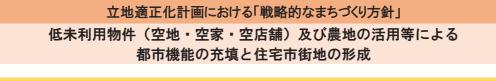
 課題3
 居住利便性の高いエリアの維持が必要 [居住利便性]

 課題4
 駅・バス停、交通結節点を利用しやすい場所への居住誘導・都市機能誘導が必要 [公共交通]

 課題5
 災害リスクのあるエリアにおける居住のあり方を慎重に検討することが必要 [安全性]

5. まちづくりの方針の設定

大田市の現状、都市構造の課題などを踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくりの方針を設定します。



注目世代

土地・建物を買おうとしている若者(20~40代)

例:新婚夫婦、親元を離れる若者、転入者等

6. 誘導方針

立地適正化計画における「戦略的なまちづくり方針」を基に誘導方針を設定します。

方針1 まちの特性に応じた都市機能の維持・誘導を図る

○市街地が有する強みや特性を活かし、市民生活の利便性を維持、充実させる都市機能を誘導します。 ○また、都市機能を誘導する一定の区域を定め、施策を構築します。

方針2 都市機能や人口が集積し、生活利便性が高いエリアに居住の誘導を図る

○都市機能の集積状況や良好な都市基盤の整備、今後の人口の動態等を踏まえ、生活利便性の 高いエリアに居住誘導を推進します。

〇住民が安心・安全に、自家用車に頼らず、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます。

方針3 低未利用地の戦略的な活用推進

○注目世代を対象に、戦略的に低未利用地等(空地・空家・空店舗)及び農地が活用されやすい状 況をつくり、住宅や都市機能の誘導を図ります。

7. 居住誘導区域及び都市機能誘導区域について

居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて 人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持 続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

都市機能誘導区域

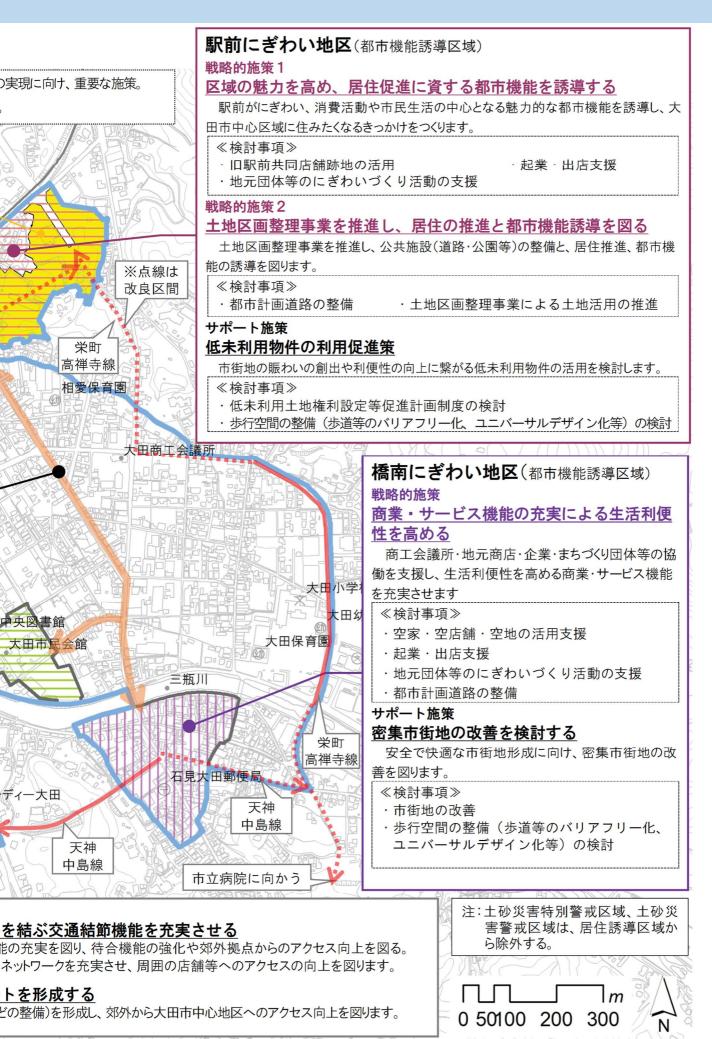
都市機能誘導区域は、居住誘導区域内で、医療・福祉・商業 等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約するこ とにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

※各誘導区域における誘導施策・取組については次ページ参照



8. 居住誘導区域及び都市機能誘導区域への誘導施策・取組





9. 交通ネットワークの検討

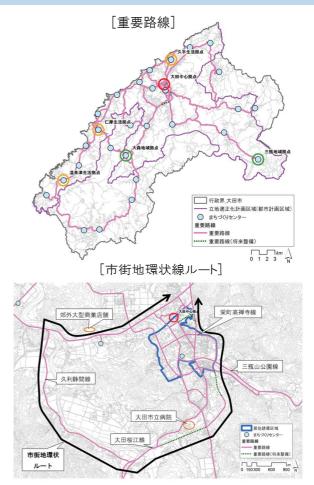
ネットワークの構築にあたっては、居住誘導区域・都市機能 誘導区域と各地域拠点や集落拠点(まちづくりセンター)へのア クセスを図るために重要と考えられる道路を、生活上重要な道 路「重要路線」として位置づけ、整備・維持・保全を優先的に進 めます。

居住誘導区域周辺においては、市街地環状線ルートを整備。

市街地環状ルートを形成し、通院・通学を含めた安全・安心 の確保や住民の利便性向上、郊外と中心市街地、郊外店舗 へのアクセス性の向上など、ネットワーク形成を図ります。

※市街地環状ルート

「主要地方道三瓶山公園線」のバイパスとして「都市計画道 路栄町高禅寺線」、「主要地方道大田桜江線」の大田町栄 町の国道 375 号から久利町行恒地内(安谷橋付近)の未 改良区間(行恒工区)及び「一般県道久利静間線」の静間 町八日市地内の未改良区間について整備を行うルートのこ とを指します。



10. 誘導施設と届出について

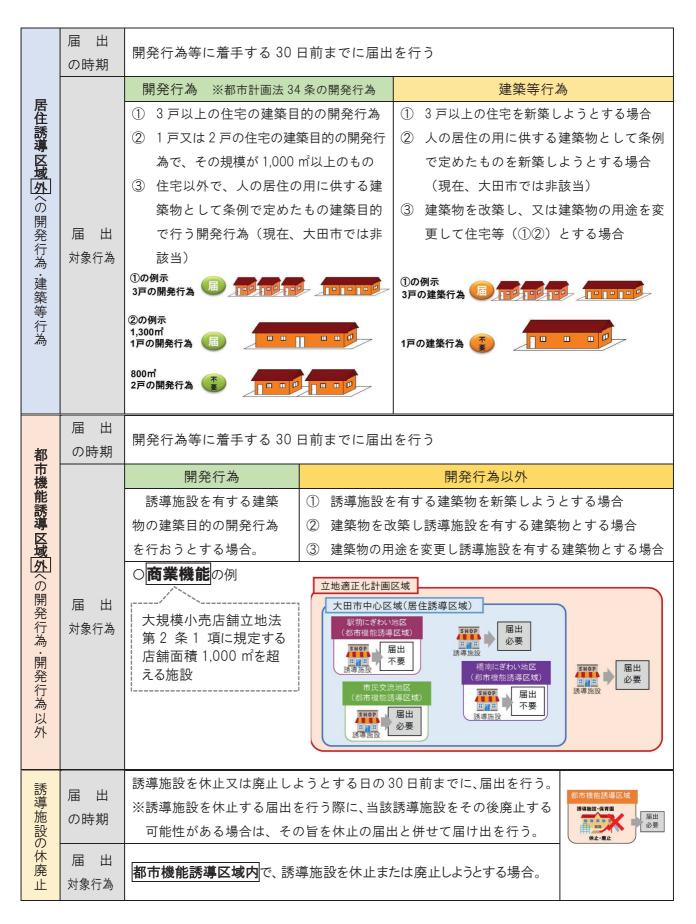
本市では、都市計画マスタープランにおいて設定されている各拠点の役割や「立地適正化計画における戦略的 なまちづくり方針」、「注目世代」、「都市機能誘導区域の誘導施策・取組」を踏まえ、以下の施設を誘導施設とし て位置付けます。

誘導施設		都市機能誘導区域			立地適正
		駅前 にぎわい 地区	市民 交流 地区	橋南 にぎわい 地区	化計画区 域内で都 帯区域跳 外の区域
子育て 支援機能	 ・学校教育法第1条に規定する施設(幼稚園) ・児童福祉法第39条第1項に規定する児童福祉施設(保育所) ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律第2条第6項に定める施設(認定こども園) ・母子保健法第22条第1項及び第2項に規定する施設(子育て 支援センター) 	不要	不要	不要	届出
福祉機能	 ・介護保険法第 115 条の 46 第 1 項目に規定する施設(地域包括支援センター) ・老人福祉法第 20 条の7に規定する施設(老人福祉センター) ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する施設(高齢者健康増進施設) 	不要	不要	不要	届出
金融機能	・銀行法第2条に規定する銀行、協同組合による金融事業に関 する法律第3条に規定する信用組合、労働金庫法に基づく金庫 (銀行、信用金庫、信用組合等)	不要	届出	届出	届出
商業機能	 ・大規模小売店舗立地法第2条1項に規定する店舗面積 1,000 mを超える施設 	不要	届出	不要	届出
交流· 文化機能	・図書館法第 2条第 1 項及び第 2 項に規定する施設(図書館) ・市民会館	届出	不要	届出	届出

[都市機能誘導区域外における「開発行為・開発行為以外」の場合の届出]

11. 届出制度について

届出は、本市が居住誘導区域外における住宅開発等の動き、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備 の動き、誘導施設の休廃止を把握するための制度であり、以下の基準が定められます。



12. 計画の目標指標の設定

大田市立地適正化計画の進捗度合を計るための目標指標および、それらを達成することによる効果の指標を以下のとおり設定します。

0 人/ha(2038 年)	
累計 190 戸(2038年)	
30 人/日(2038 年)	
55人/日(2038年)	

[目標指標·効果指標]

工品の日標を建成することで、以下の効素につなりよう					
効果指標	現状値	効果			
注目世代(20~40 歳代)の 人口割合の増加	34%(2018 年)	38%(2038年)			

大田市版・小さな拠点づくり

[参考]

立地適正化計画では大田中心拠点を対象としますが、その他の拠点・市街地については「小さな拠点」でまちづくりを検討していきます。

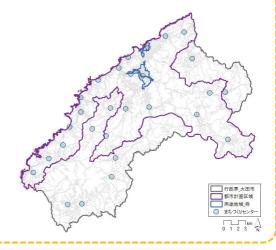
「小さな拠点づくり」は、商店、診療所、小学校区など、複数の 集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不 可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集 め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの 交通手段 により結んだ地域の拠点のことです。

大田市で取り組んでいる「小さな拠点」は、地域にお住まいの皆 さんが住み慣れた地域=市内の 27 地域にあるまちづくりセンター のエリアを単位として、今後も安心して住み続けることができる"ま ち"を目指していくものであり、住民が主体となって、それぞれの地 域の特性を生かしたまちづくりを推進することを言います。

大田市では、「小さな拠点」と立地適正化計画をうまく連動させ て施策等を進めていきます。 [「小さな拠点」づくりのイメージ]



[まちづくりセンターの位置]



発行 島根県大田市建設部都市計画課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地 TEL:0854-82-1600 FAX:0854-82-1722